

The Activities and Its Determinants of School Library Associations

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-01-01 キーワード (Ja): キーワード (En): school library, school librarian, teacher librarian, School Library Law, school library association 作成者: 松本, 直樹, 松田, ユリ子 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/5761

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学校図書館関連団体の活動とその規定要因

松本 直樹*・松田ユリ子**

要 約

本研究では、学校司書を中心とした学校図書館関連団体の活動に注目し、その活動内容を明らかにするとともに人事制度との関係から活動の規定要因を明らかにすることを目的とする。事例として茨城県と神奈川県の高등학교・学校司書による学校図書館関連団体を取り上げ、文献調査と聞き取り調査によって両県における学校司書の職員採用の方法、団体の歴史、組織形態、活動内容を明らかにした。結果、職員採用の方法は活動団体の独立性、テーマ選択、組織体制などに大きな影響を与えることが分かった。

1. 本研究の目的と関心

学校図書館関連団体は、学校司書の情報入手に重要な存在である。本研究では、学校図書館関連団体の活動に注目し、その活動の実態を明らかにする。それとともに、学校司書の人事制度との関係を探る。ここで「学校司書」は「学校図書館の仕事を中心として行っている事務職員」（『図書館情報学用語辞典』）を指す言葉として使っている。また、学校図書館関連団体は、司書教諭、学校司書など学校図書館にたずさわる人が構成する団体を指す言葉として使っているが、本研究では主に学校司書による団体を取り上げる。

学校図書館関連団体が学校司書の情報入手に重要な役割を果たすのは、学校における学校図書館のあり方と関係する。学校図書館は、教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育むため、メディアを収集し、組織化し、提供し、保管

する。これらの機能を十分に発揮するには、学校における教育活動や事務を担当する教職員に必要とされる知識とは異なる特有の知識が不可欠である。しかし、学校図書館は少人数で運営されている。そのため、運営に必要となる知識を得るには学校を超えた学校外の学校図書館関係者との情報交換が重要になる。

学校図書館関連団体は、その構成員によって活動の質や量が異なると考えられる。本研究では、2つの学校図書館関連団体を取り上げ、人事制度と学校図書館関連団体の活動の関係を探索的に明らかにする。

学校図書館関連団体について、本研究では、特に高等学校の学校司書による団体を対象にする。高等学校には図書館の仕事を担当する学校司書が配置されていることが多い。平成22年度の文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によれば全国の公立高等学校の学校図書館で学校司書をおいて

*大妻女子大学 社会情報学部、**東京大学大学院 教育学研究科

いるのは69.4%であり、小学校・中学校がともに40%台であるのと比較して多い。

2. 学校司書と学校図書館関連団体

ここでは、学校司書の制度的側面について確認したのち、学校図書館関連団体について確認する。なお、本研究で検討する学校図書館関連団体は、県単位で活動するものを対象とする。そうした団体が日常的な学校図書館の活動を支えることが多いためである。

学校図書館には司書教諭を配置すべきことが学校図書館法第5条によって定められている。学校図書館によっては「学校司書」と呼ばれる職員も配置している¹⁾。制度的に定めない学校司書であるが、一部の県を中心に配置が進んでいる。これは、高等学校に関しては国によって学校司書配置のための職員定数が増員されたことも関係する²⁾。

学校図書館関連団体は多数存在する。全国的な団体として、全国学校図書館協議会（以下「全国SLA」）、日本図書館協会学校図書館部会などがある。学会・研究会には日本学校図書館学会、学校図書館問題研究会がある。これらのうち、全国SLAと学校図書館問題研究会は、県ごとに支部が作られることがある。地域を限定して活動している団体もある。「教育研究会」（「教育研究団体」とも呼ばれる）を母体とする団体がその例である。教育研究会は教員を中心とした集まりで、自治体ごとに教科の教育内容、方法を研究している。

非公式的団体もある。日本図書館協会による『図書館年鑑』を見ると、そうした団体をいくつか見つけることができる。また、教職員団体に学校司書の部会が設置され、職場環境の改善などを当局と交渉することもある。

このように学校図書館にかかわる団体は多様である。こうした団体の活動としては、研修の実施、基準の策定、関係機関への働きかけ、他関連団体との調整連絡、新しい知識・技術の普及、図書館協力の調整、会報の発行などがある。

3. 調査の枠組み

3.1 調査仮説

本研究では以下の仮説をもとに研究を行い、人事制度と団体の活動の関係を探索的に明らかにする。

学校司書の人事制度は、学校図書館関連団体の活動に影響を与える。特に、正規の専門的職員（司書資格をもち継続的に図書館で働くことができる）であるか、それ以外の職員であるかは学校図書館関連団体の組織構成や活動内容に影響を与える。

上記の仮説は以下の理由から導かれる。学校図書館関連団体へは、正規職員かつ学校図書館の専門的職員である方が参加可能性は高まる。長期的視点から人材育成が図られるためである。また、学校図書館の専門的職員である場合、職務へのモラルが高く、コスモポリタンな志向性を持つためである。さらに、正規・専門的職員は長期間学校図書館の職務に携わるため、知識、経験が蓄積される。そうした知識、経験が学校図書館関連団体で共有されることにより、充実した団体の活動に結び付くと考えられる。

しかし、上記の仮説はあいまいである。また、この分野の先行研究もない。したがって、本研究では将来の研究に資するよう上記仮説を探索的に検討し、関係する要因を明らかにする。

3.2 調査の対象

本研究では調査対象として茨城県と神奈川県を選択した。二つの県を選択した理由は、人事制度が異なること、調査の都合上関東地方の県が望ましかったことによる。

二つの県の高等学校の学校司書の人事制度は以下のとおりである。

茨城県は、一般事務職や実習助手として採用した職員を専任または兼任として学校図書館に配属している。神奈川県は「学校司書」という職名によって学校司書を採用している。文部科学省によ

る平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」によれば、学校司書を配置する公立高等学校は74.2%であるが、茨城県は46.7%、神奈川県は100%となっている³⁾。このように、神奈川県の方が制度的にも、また実態においても学校司書の配置が進んでいる。二つの県の違いを整理したのが表1である。表中の「必要資格」は学校司書として勤務するのに必要となる資格という意味である。

表1 2県の学校司書の採用

	茨城県	神奈川県
採用区分	一般事務職、実習助手等	学校司書
専任・兼任	専任または兼任	専任
必要資格	特になし	司書

先ほどの仮説から、神奈川県の子体の活動が茨城県より活発であると予想される。

それぞれの県の子体学校の子体図書館の活動を確認する。蔵書数、年間の受入冊数、貸出し点数の平均は表2のとおりである⁴⁾。なお、数値のうち茨城県の貸出点数は度数分布表から推定しているため、正確なものではない。

表2 学校図書館の蔵書・貸出し状況

	茨城県	神奈川県
蔵書冊数	24,569	22,468
受入冊数	625	954
貸出点数	1,441	5,338

3.3 調査方法

学校図書館関連団体の活動、および学校司書の職員制度については、文献調査と聞き取りによって情報を集めた。

聞き取り調査は以下のように行った。調査は2010年10月から2011年2月にかけて行った。

茨城県は、一度に複数の学校司書に対し計2時間の聞き取りを行った。前半は3名のベテランの学校司書に対し、主に県内学校図書館関連団体の

活動を聞き、後半は5名の学校司書に加わってもらい、学校司書同士の情報共有の実際を聞いた。

神奈川県は一人ずつ1時間から1時間半聞き取りを行った。対象とした学校は5校でそのうちの1校については司書教諭にも聞き取りを行った。対象者は学校図書館関連団体への関わりから選択した(かつての会長からそうした役職に就いてこなかった学校司書まで)。これは団体の活動を多面的に観察するためである。

以下、4章では調査結果を、5章では考察を、6章ではまとめを述べる。

4. 調査結果

以下、茨城県、神奈川県の順番に調査結果を述べる。

4.1 茨城県

ここでは茨城県の調査結果を述べる。

4.1.1 人事制度

茨城県では議会答弁によれば「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき学校図書館の事務を担う職員を配置し、また、県独自の財源措置により学級数の少ない学校にも配置しているとされる⁵⁾。しかし、後述するように配置の状況は十分とはいえない。

茨城県の学校管理規則は「学校に、必要に応じ、学校司書を置くことができる」(第21条の5)と定めている。さらに同条第3項は「学校司書は、事務職員の中から、校長が命じ、教育長に報告するものとする」とある。ここにあるように学校司書を配置するか、専任にするかは校長の判断に任されている⁶⁾。結果、一般事務職員または実習助手に、他の仕事を兼務させながら学校図書館の仕事を任せることが多い(配置しない学校も増えている)。後述する神奈川県のように「学校司書」を専門的職員として採用するのではない。

「学校司書」という職名が学校管理規則に明記されたのは1985年である(茨高教組部「司書部のあゆみ」編集委員会(1990))。それ以前より学校

司書は、周辺の群馬県や栃木県と同様、学校司書としての補職発令を求めてきた。これは当時の学校司書の多くが司書または司書補の資格を持ち、かつ教育職的な仕事を担うことが多かったこととも関係する。ねばり強い交渉の結果、1985年に職名、学校司書が学校管理規則に明記された。

1994年には学校司書の別枠採用を目指して1万人を目標に署名運動が展開された結果、10,448筆の署名が集められたが、請願は採択されなかった(中川(1994))。近年になって県教育委員会は「学校図書館の一層の充実について(高教第189号)」という文書によって学校司書を配置しない学校の校長に対し配置を求めている⁷⁾。また、『茨城の教育』1010号によれば、高校教育課管理係は「5名以上の事務職員が配置されているにもかかわらず、図書館司書を専任で配置していない学校の校長に対して個別に改善を指示し」ている(指示は2009年度に出されている)。しかし、現在も別枠の採用は行われず、また、学校司書を配置しない学校も見られる。

2000年以降は学校司書の仕事が兼務化される傾向が強まっている。そもそも学校司書が配置されている高校の割合は2000年度には91.3%だったが、2009年度に77.1%に低下している⁸⁾。さらに専任の比率も急激に低下している。2000年度の時点で専任比率は69.5%であったが、2009年度には18.8%になっている。

この理由は以下のように考えられる⁹⁾。これまで、学校司書の多くは、配属された高等学校に長期間、勤務することが多かった。団体費で雇用されていた学校司書が公費化され任用替えとなった場合や、一般の学校事務職員として配属された職員が学校図書館の担当になった場合などでも、継続してその仕事を担当することが可能であった。そして、学校図書館の担当者が異動する場合、異動先の学校でも学校図書館に勤務することが多かった。

しかし、後述する任用替えによって専任学校司書になった初期の職員が退職していき、代わりに一般の事務職員が配属されることが多くなる2000年頃より、異動が例外なく定期的に行われるよう

になり学校司書の兼任化が進んでいった。

司書教諭の発令等について補足しておくのと以下のとおりである。学校図書館法改正にともない、2003年に司書教諭の発令を行い、12学級以上のすべての学校に司書教諭を発令している¹⁰⁾。しかし、2009年の『茨城の学校図書館』によれば、23%の学校で発令がなされず、また司書教諭の発令を公表したのは県立高校のうち27%に過ぎない¹¹⁾。さらに、司書教諭が図書部に属していない高校は21%にのぼる。図書部に属していないのは、校務分掌の定期的な担当替えのためである。また、学級担任から外れている司書教諭は69.7%にのぼるが¹²⁾、授業の軽減措置はとられておらず、また、司書教諭が図書部長を兼ねるのは全体の26%にすぎない。このような現状から、司書教諭が十分な活動を展開できているとは言い難い。そのこととも関係するが茨城県高等学校教育研究会図書館部の運営に長期間携わる司書教諭が減少傾向にある。

4.1.2 学校司書関連団体

1) 関連団体

茨城県の学校司書が関係する団体には、茨城県高等学校教育研究会図書館部司書部会(以下「図書館部」「司書部会」)、茨城県高等学校教職員組合司書部などがある。このうち、図書館部は全国SLAの茨城県の組織(高等学校)も兼ねている。茨城県高等学校教職員組合司書部は、教職員組合の組織率低下に伴い、加入する学校司書が減少傾向にあり、現在、10名に満たない。そこで、本研究では、最も多くの参加者を集め活動も活発な図書館部および司書部会を検討していく。

以下、図書館部と司書部会の歴史と活動を見ていく。

2) 図書館部と司書部会の歴史¹³⁾

図書館部のルーツは、1953年に設立された茨城県学校図書館協議会(以下「茨城県SLA」)にさかのぼる。茨城県SLA設立は、学校図書館法成立により学校図書館活動の機運が高まったこと、全国SLAによる組織立ち上げへの支援が関係しているようである。その後、茨城県SLAは、毎

年研究大会を開催し活発に活動していた。そうした中、1962年に高等学校の組織が国庫補助金を受けるために分離し、茨城県高等学校図書館協議会を結成する。

1965年、高等学校の各研究団体が統合され、茨城県高等学校教育研究会が結成される。そして茨城県高等学校図書館協議会は、その一部会の「図書館部」として活動していくこととなる。その後、1971年に茨城県高等学校教育研究会と茨城県高等教育会が統合され、図書館部もそこに加入する。図書館部には、高等学校の校務分掌上、司書教諭となった教員が参加していた。

つぎに学校司書の組織を確認する。学校図書館には学校図書館法成立以前より、団体費雇用による学校司書がいたが、1961年以降、公費任用への切り替えが開始された。1963年から、事務職員研修会が定期的で開催されるようになり、学校図書館で働く職員のための「図書館事務職員研究会」も開催されるようになる。その後、1971年以降は図書館部のもとで活動し実務研究会や研修会などを継続的に開催していく。他に地区研修会として地区ごとに年に2回程度、学校司書研修会を開催していた。1980年には県内学校司書の業務の標準化を図るため、分類・目録の実態調査を実施し、それをもとに『実務の手引』を刊行している。

1985年、図書館部の下部組織として司書部会が設置された。学校司書は先ほど述べたように1971年以降図書館部のもとで活動していたが、組織の位置づけが曖昧だったため「司書代表者会議」を設置し組織や運営のあり方を検討したことが図書館部のもとに部会として設置される契機となっている。茨城県では、事務職員の研究組織（茨城県公立高等学校事務職員研究会）と教員の研究組織があるが、学校司書は職務の性質上教育職であるべきとの意見が司書部会立ち上げ時に多く出されたことから、図書館部のもとで正式に活動していくことになった。

3) 活動の概要

図書館部の運営の中心は理事会である。現在の理事会は部長、副部長と司書教諭10名、私学・障害児教育の各部門から1名ずつ、司書部会からの

3名によって構成されている。複数の委員会が設置されており、制度経営委員会（蔵書、経費、職員組織等を毎年調査）、読書教育研究委員会（青少年読書感想文全国コンクール茨城県審査等）、実務研究委員会（個別テーマ〔ブックリストの作成等〕を研究）、OA化研究委員会（OA関係の研究情報交流）がある。また、研修会として、生徒図書委員研修会、係（かかり）教師研修会などを開催している。学校司書は次に述べる司書部会独自の活動とともにこれらの各種委員会に参加している。さらに、研究紀要『茨城の高校図書館』を刊行している。刊行は1年に1回で、最新号は通巻で48号を数える。

司書部会は司書部役員によって運営される。司書部には会長、副会長、理事が置かれる。理事は県内5地区から2名ずつ選出され会長副会長は理事から選出される。任期は1年だが再任は妨げない（司書部会規約第4条）。実態においては1年から2年で交代している。

司書部会の活動の概要は以下のとおりである。年度当初に総会を開催し、前年度の事業報告や当該年度の事業計画を決める。総会時に講演会を開催することも多い。また、研修会を全体と地区ごとに開催している。全体の研修会では、かつては初任者向けの「図書館職員講習会Ⅰ」と、それ以

表3 司書部会の活動（1984年～1994年）

	図書館職員講習会Ⅰ	図書館職員講習会Ⅱ
1984	○	○
1985	○	○
1986	○	○
1987	○	○
1988	○	○
1989	○	○
1990	○	○
1991	○	○
1992	○	○
1993	○	○
1994	○	○

表4 司書部会の活動（1995年～2010年）

	総会時講演会	夏期研修会	初任者研修会
1995		○	
1996		○	
1997	○	○	
1998	○	○	
1999	○	○	
2000	○	○	
2001	○	○	
2002	○	○	
2003			
2004			
2005			
2006			
2007	○	○	○
2008	○		
2009	○	○	
2010	○	○	

外の職員向けの「図書館職員講習会Ⅱ」を開催していた（1984年以降）。これらは県教育委員会と共催だったが1995年頃から独自に実施し、名称も「夏期研修会」に変わった¹⁴⁾。表3と表4は運営形態変更前と変更後の活動状況を表にしたものである¹⁵⁾。

また、全体の研修会と別に年2回から4回、地区ごとの研修会を実施している。地区会は訪問校の見学会を兼ねることも多い。さらに、研修記録として『図書館職員講習会』『学校司書の実践』を刊行してきた。

4) 聞き取り調査の結果

学校司書の中には、司書部会以外に学校図書館問題研究会、茨城県高等学校教職員組合司書部に参加しているものもある。複数の組織にはメンバーの重複が見られ、そうした活動的な学校司書が各組織の中心メンバーになっている。こうした中心メンバー間の情報交換は密で、これが茨城県の学校司書の重要なネットワークの一つといえそ

うである。

司書部会には、さきほど述べたようなさまざまな委員会が組織されており、その集まりでは、活発な情報交換がなされている。

また学校司書は地区会に参加し、ブックリストの作成やブックトークの実演など、実務的な研修も行っている。地区会ではあわせて日常的に直面する課題について、情報交換をしている。

司書部会は、夏期研修会を開催しているが、そこでは多くの分科会が設けられている。参加者は係教諭なども含めのべ400名近くにはのぼる（重複あり）。そこでは新しく学校図書館の事務を担当するようになった職員向けの新任者向け研修会も実施されている。テーマとしては「学校図書館実務の基本」「蔵書点検と廃棄」「兼務での学校図書館の仕事」などが設定されている¹⁶⁾。この初任者研修会は学校図書館の職務に携わる事務職員にとって重要な研修機会になっている。初任者研修会を受講した職員の中には、そこで知り合ったベテラン学校司書に電話などで分からないことを問い合わせることもあるという。近年、学校事務職員の定期的異動のため、初任者研修会参加者が多数に上るといふ。

5) 専任学校司書の減少とその影響

先ほど述べたように近年専任学校司書が減少している。そのため、学校図書館関連団体を支える基盤が弱くなりつつある。それは、司書部会の活動、そして地区会の活動にもマイナスの影響を与えつつある。2007年の総会では、地区に割り当てられている理事2名の選出が困難な地区があるため、議論の結果、県東地区は理事1名とすることが承認されている¹⁷⁾。

また、初任者研修会では、学校図書館法に書かれている基本的なことから教えなければいけないことがしばしばあるという。結果として、共有する知識を深めることができず、それを豊かにすることも難しくなっているようである。また、地区の中には地区会の実施回数が減少し、参加率も低下しているところがある。さらに参加者の中には、図書館を担当しているから仕方なく参加するものもみられるという。

この間の学校図書館の平均の貸出し点数は大きく減少している。2005年度2,154点だった貸出点数は2009年度に1,355点になり、また資料費は2000年度比46%まで減少している。

以上、茨城県の事例を見てきたが、本研究にとって重要な点は以下のとおりである。

- ・学校司書は専門的職員としての採用ではなかったが、事実上学校図書館で働き続けることができた。
- ・そうした中、司書教諭と連携した組織の中で学校司書の研修、研究活動が長期間にわたって展開されてきた。
- ・司書部会の活動は研修が中心であり、中でも初任者に対する研修が継続的に取り組まれてきた。
- ・近年、人事をめぐる環境変化により学校司書関連団体の活動に影響が出ている。

4.2 神奈川県

ここでは神奈川県の調査結果を述べる。

4.2.1 人事制度

学校司書に関する規定として「職員の任用に関する規則」第2条2項がある。ここで「学校司書」という職が規定されている。また「神奈川県立学校の事務職員等の職の設置等に関する規則」では、その第5条で「教育委員会は、必要と認めるときは、県立学校に（中略）学校司書を置くことができる」と定めている。ここで重要なことは、規則によって「学校司書」という職が定められていることと、配置が学校長裁量ではなく、県教育委員会裁量となっていることである。結果、学校ごとの経営判断に左右されず、継続的に学校司書が正規職員として採用されることとなった。

学校司書は「神奈川県立学校の事務職員等の職の設置等に関する規則」により教育職としての採用ではなく事務職員としての採用であるため、学校事務を掌理する「事務長」の権限に服することになっているが、実際の仕事は「グループ」と呼ばれる校務分掌組織に属している。したがって、教育職である教員と仕事を分担している。

学校司書は正規・専任が基本だが、2012年度まで14年間は採用が行われず、159校中32校で臨時の任用職員が採用されてきた（2012年度現在）。2011年度に5,500筆以上を集めた署名の効果もあってか、2013年度に「司書A」（免許資格職・大卒程度）の採用が再開された。170名が受験し、2名が合格している。しかし、県立図書館との共通試験のため学校図書館への配置人数は不明である。

なお、2003年度以降、司書教諭が制度化されることで司書教諭の発令はすすみ、2011年度時点で発令率は99%となっている¹⁸⁾。神奈川県も茨城県と同様、司書教諭はさまざまな校務分掌を担当している。聞き取り調査では学校図書館に携わらないことも多いとの指摘もあった。なお司書教諭については、茨城県とは異なり広範かつ活発に活動している団体はない。

4.2.2 学校図書館関連団体

1) 関連団体

神奈川県における主な学校司書の団体には「神奈川県学校図書館員研究会」と「神奈川県高等学校教職員組合図書専門委員会」がある。前者は、これまでは特定の組織に属することなく独立して学校図書館に関する研修や研究活動をしてきたが、近年、神奈川県高等学校教科研究会のもとに位置づけられている。後者は教職員団体であり、労働条件の改善にとり組むとともに教育研究活動も行っている。また、県主催の学校司書在職者研修や、新採用・転任者・臨任者研修の継続的な実施に取り組んできた。二つの団体は、組織的に異なるが、メンバーには重複がみられる。

以下では県立高等学校の全学校司書が参加し、政令指定都市の市立や私立高等学校の学校司書（一部司書教諭）の多くも参加する神奈川県学校図書館員研究会の歴史と活動を確認する。

2) 神奈川県学校図書館員研究会の歴史¹⁹⁾

神奈川県学校図書館員研究会は、PTA費によって雇用されていた学校司書が、神奈川県学校図書館協議会（以下「神奈川県SLA」）に参加する中から1955年に発足した。当時の学校司書は、

PTA 費雇用で賃金が安く、雇用も不安定であった。そうした中、同じ境遇にいる学校司書が、お互いの問題を共有できる場として神奈川県 SLA に参加していたが、次第に給与の公費化を目指して活動していく。熱心な活動により、神奈川県 SLA、神奈川県高等学校教職員組合、神奈川県立高等学校 PTA 連絡協議会の支援を受け、教育委員会、神奈川県議会へ公費化の要請をしてい

く。結果、1959年に給与の公費化が実現する。しかし、採用区分が現業作業員だったことから、教育職としての採用を求め、再び活動を行う。結局1962年に、教育職ではなく行政職としてではあったが、採用区分が変更された。雇用条件の改善を求める活動はこれで一段落し、神奈川県学校図書館員研究会は学校図書館に関わる研修や研究活動に比重を移す。

神奈川県学校図書館員研究会では、当初、県内の学校司書が一同に介し活動をしていたが、1974年頃からは、県を9つの地区に分け地区会と全体会の2本立てで活動していく（その後8地区に再編）。研究活動の基本は地区会とされ、地区ごとに活発に研究活動が展開されることで会全体も活性化していった。

年間の活動の概略は以下のとおりである。まず年度初めに総会を開催している。その後、11月ごろに秋期研究会を（見学会を兼ねることが多い）、2月ごろに冬期研究会を開催している（近年は夏期学習会も開かれている）。総会時には講演会が開かれることもあったが近年は研究会が開催されている。冬期研究会では地区会での研究成果発表のほか、講演会も開かれている。メンバーの一部は日本図書館協会学校図書館部会、全国（または関東）SLA、学校図書館問題研究会などにも参加しており、その報告もなされている。1976年以降の総会、研究会等の開催状況は表5のとおりである²⁰⁾。茨城県と比較すると研究活動が活発である。

参加者のデータは網羅的ではないが1976年から1985年までのデータでみると総会時は全会員の75%前後、冬期研究集会時は6割から7割となっている。

3) 活動の概要

2012年4月1日現在、会員数は194名（186校）である²¹⁾。組織は理事会（会長は校長。それ以外の理事長、副理事長、総務4名、会計、理事8名は全て会員の互選）、地区会、委員会、監事によって構成されている。役員の任期は1年で、2008年度までは地区委員以外は会長も含め地区ごとの順番制であった（現在会長は神奈川県高等学校教科

表5 神奈川県学校図書館員研究会の活動

	総会(研究会、講演会等含む)	製本講習会	夏期学習会	秋期研究会(見学会)	冬期研究会
1976	○	○		○	○
1977	○	○		○	○
1978	○	○		○	○
1979	○	○		○	○
1980	○	○		○	○
1981	○			○	○
1982	○			○	○
1983	○			○	○
1984	○			○	○
1985	○			○	○
1986	○			○	○
1987	○			○	○
1988	○			○	○
1989	○			○	○
1990	○			○	○
1991	○			○	○
1992	○			○	○
1993	○			○	○
1994	○			○	○
1995	○			○	○
1996	○			○	○
1997	○			○	○
1998	○			○	○
1999	○			○	○
2000	○			○	○
2001	○		○	○	○
2002	○		○	○	○
2003	○		○	○	○
2004	○		○	○	○
2005	○		○	○	○

研究会より迎えている)。また、研究紀要『つどい』を、年1回発行している。最新号は通巻で109号を数える(2012年5月現在)。ほかに記念誌『あゆみ』も発行している。

地区会では、地区ごとにテーマを設定し研究活動を行っている。近年の地区会の研究テーマを挙げると「学校図書館と著作権」「インターネットを取り入れたレファレンス事例の研究」「小・中学校との連携」「利用者から見た満足度調査」などがある。委員会では「工業系図書館委員会」(工業系専門高校の図書館運営のための調査・研究)、「KO本委員会」(神奈川学校図書館員大賞「KO本」の実施と活用研究)、「ひとこまコラム編集委員会」(生徒向けの本の紹介コラム執筆と効果研究)、「スクランブル図書館委員会」(総合学科などいわゆる「ニュータイプ校」の学校図書館研究)、「レファレンス委員会」(レファレンス事例の収集と活用研究)が活動している。委員会は、一定の役割を終えると発展的に解消される。これまで、「スタッフマニュアル研究委員会」の活動が県内学校図書館員の職務の標準化に、「図書館ネットワーク研究委員会」の活動が県立高校の学校図書館と県立図書館を結ぶネットワーク構築に、それぞれ大きく貢献してきた。具体的成果として前者から「学校図書館事務処理規程」が、後者から後述する電子掲示板が生まれている。

4) 聞き取り調査の結果

神奈川県为学校司書にとって、神奈川県学校図書館員研究会の役割は大きい。聞き取りの中でこの研究会から多くの情報を得ていることが聞かれた。

特に、地区会、各種委員会や研修会、講演会は学校図書館界の動向を知る上で、重要と評価されていた。また、地区会では、雑談を含め、多くの貴重な情報が交換されている。例えば、学校図書館以外の分掌の仕事についてどこまで関わるべきか、逆に校務分掌が同じ教員にどこまで学校図書館の仕事任せをすべきかといった、あまり公ににくいことがらについて情報交換がされるという。

こうした会合での情報交換に加え、研究会で特

徴的なのは電子掲示板である。研究会では、県教育委員会が管理するサーバ上に研究会のホームページと会員限定の電子掲示板を設置している。

電子掲示板はさきほど述べたように研究会主導で導入されたものである。ここでは、多種多様な情報が共有されている。例えば、話題の本に関する情報がスレッド(ひとつの話題に対して複数の記事が掲載され、まとめられたもの)としてたてられていた。また、資料の有無の問い合わせは頻繁に行われている。こうした、資料の紹介・照会以外に、教員から問い合わせのあったレファレンス質問も掲載されている。これらの情報交換から、図書館間相互貸借に展開することも多い。相互貸借の件数の統計はとられていないが、聞き取りをしたある学校図書館では、4月から12月までの9ヶ月間で110冊の貸出しを受け、33冊を貸出していた。これらの中には県立図書館からの借用もあるが、電子掲示板を介した学校図書館との相互貸借も多いという。

上で挙げた資料の紹介の情報は、学校司書にとって役立っている。多くの学校図書館が予約・リクエストを受け付けており、選書もいわゆる「要求論」に基づく選書をしている。高校生に人気の資料を収集しようとする、多様なツールを活用する必要がある取次会社や出入りの書店による新刊情報だけでは十分対応できないが、同じ高校生を対象にサービスをしている同僚の情報は有益な情報源になっている。

また、学校図書館関連のイベント情報や、勉強会・研修会への参加の誘いなども掲載される。電子掲示板は情報の流通コストが極めて低いため、多様な情報が提供されている。他にも、新しく購入する備品や図書館システム(ILS)に関する情報提供やその依頼などが活発に行われている。

電子掲示板では、スレッドの情報が蓄積されているので、あとで情報を参照したくなったときにも役立つ。聞き取り調査の中で、電算化を計画したとき、わざわざ電子掲示板に尋ねることはしなかったが、過去の記事をチェックし情報を得たという意見が聞かれた。電子掲示板の情報は流れていくだけではなく、蓄積され参照されるわけであ

る。

電子掲示板のスレッドには閲覧回数が表示されている。それを見ると、資料の紹介などは比較的多く閲覧されているが、テーマによっては、あまり閲覧されないものもある。聞き取り調査でも聞かれたことだが、学校司書のすべてが電子掲示板の情報を日常的にチェックしているわけでない。このことは、研究会による調査でも示されている。その理由として学校図書館のネットワーク環境（学校図書館がネットワークつながっていない等）や、時間的余裕、学校司書のコンピュータリテラシーの問題などが挙げられている。しかし、どのような組織であっても、あらゆる構成員が、等しく活発な情報交換をすることはない。電子掲示板も人によって活用には差が生じるのは当然である。

ここで重要なことは、情報の共有コストが極めて低いこうした電子掲示板の仕組みが研究会から「自生的」に生み出されたことであろう。外部からこうした仕組みが強制されたわけでも、学校のグループウェアの一部として提供されたわけでもなく、自らの必要性から、そして自らの力で、生み出し構築している点が重要である。

電子掲示板以外に、研究会が刊行している機関誌『つどい』も貴重な情報源となっている。ここには、単なる活動報告以外に、実務に役立つノウハウが数多く掲載されている。例えば、109号には、資料選定のツールに関するアンケート調査が掲載されており、ツールがコメント付きで紹介されている。ある学校司書はその記事について自分が利用している選定ツールの妥当性を再確認する上でも、また、新しいツールを知る上でも大いに役立ったと述べている。

県内における情報共有においては、近隣の学校司書との情報交換も重要との指摘があった。ある学校司書は、新しく図書館システムを導入するとき、導入予定のソフトウェアを近隣の学校図書館がすでに導入していたので、見学をしたりその学校司書と情報交換をしたという。電算化では、図書館システム自体の評価以外に、遡及データの入力方法、装備、マーク購入方法など、変化の激

しい領域の、信頼できる正確な情報が必要とされる。聞き取りをした学校司書は学校図書館向けの図書館システムに関する図書も読んだが、特定のシステムの使い勝手などは、導入して日常的に使用している学校図書館から直接情報を得た方が信頼できる情報を得られると考えていた。これらの個別的な情報交換も研究会の地区会でのコミュニケーションがあったからこそ、促進されると考えられる。こうした近隣の学校司書との情報交換は必ず返答が期待でき、また気兼ねがいらないことから日常的に行われているという。

以上、神奈川県学校図書館員研究会の事例を見てきたが、本研究にとって重要な点は以下のとおりである。

- ・長期間にわたって独立した組織として活動してきた。
- ・活動の中にはKO 本大賞、電子掲示板の立ち上げなどユニークなものがみられる。
- ・研修に加え研究活動が活発である。
- ・地区会での研究活動、総会時の講演会、夏期学習会、秋期研究会、冬期研究会など全体に活動が活発である。

5. 考察

ここでは、2 県の学校司書の人事制度と学校図書館関連団体の活動について、その関係を検討し考察する。

5.1 茨城県

茨城県では1990年代中頃まで、制度的に明確化されたわけではないが、学校図書館の仕事を専任で行う職員が多くいた。彼等は、司書部会の活発な活動の基盤となった。そして、そこからさまざまな研修会、業務の標準化、職員採用制度改善への取り組みが生まれた。司書教諭との連携も図られてきた。

しかし、神奈川県と比較すると、学校司書独自のテーマ設定による継続的な研究活動は多くなかった。また、地区ごとの研修会も「各校の現状」などの情報交換や訪問校の見学会などが多く

共有した知識を深め豊かにする面では弱い。さらに、司書部会独自の活動のボリュームはあまり多くない一方で、司書教諭との委員会活動などで連携が多いのも特徴である。

こうした活動の状況は「学校司書」が正規の専門的職員として制度化されなかったこととも関係している。職としての独立性が低く、制度化されている司書教諭（係教諭）との連携が模索されたことから団体レベルでも連携が強化されたと考えられる。また、同様に学校司書が制度化されていないため職員の職務に対する基礎的知識が不足しがちである。そのため研修制度の整備がすすめられたが、その代償として研究活動が相対的に弱くなったと考えられる。

5.2 神奈川県

神奈川県では長い間、学校司書が独立した団体（神奈川県学校図書館員研究会）の中で研究活動、研修活動を行ってきた。それらの活動も電子掲示板の立ち上げなどユニークなものが多い。また、活動量は全体に多い。一方で、司書教諭との連携は活発ではなかった。

このことは、学校司書が正規の専門的職員として採用されていることと関係していると考えられる。司書資格取得にともなう司書としての共通知識を基盤とし、正規職員として長く働く中から獲得蓄積される学校図書館の知識によって、ユニークな活動が生まれたと考えられる。また、学校司書が継続的に働くことができることから、初歩的な研修に力を注ぐ必要があまりなかった。一方で司書教諭は県内における連携をとっておらず、学校司書との連携は個々の学校内の調整に委ねられているが、司書教諭が学校図書館の活動に関わることが少ない現状では両者に十分な連携はみられない。

以上、見てきたように人事制度の制度的確立は、学校図書館関連団体の組織的あり方、活動の質・量、司書教諭との連携などの面に関係している。

6. まとめ

2県を比較すると人事制度と無関係に以下のような共通性が見られた。

- ・図書館関連団体一般と同様、研修、業務の標準化、研究活動などが行われている。
- ・組織運営が非属人的である。役員などは定期的に交代する。
- ・日常の運営で直面する課題についての情報交換が活発である。

次に人事制度の違いは学校司書による学校図書館関連団体の活動に以下のような影響を与えると考えられる。

- ・組織の存立方式が異なる：独立するか、司書教諭と協働するか。
- ・選択するテーマが異なる：学校司書の関心に基づくか、司書教諭と関心を共有するか。
- ・組織体制の堅牢さが異なる：組織の活動を担うことのできるメンバーが豊富か、少ないか。
- ・独自の研究活動の量が異なる：独自の活動量が多いか、少ないか。

本研究から、制度、特に人事制度が、学校司書を支える学校図書館関連団体の活動に重要な影響を与えることが分かった。

最後に本研究の課題を述べる。本研究では学校図書館関連団体の活動を規定する要因について分析を十分深めることができなかった。人事制度と学校図書館関連団体の活動については、個人のレベルでは、個々人の教育、経験、知識、意欲などが、学校のレベルでは学校図書館や学校司書の位置付け（制度面も含めて）が、そして、学校図書館関連団体のレベルではその運営方法（予算確保・執行から実質的な理事などの選任方法）などが異なり、さらにそれぞれが同レベル・異レベルで相互に複雑に関係している。本研究で分析できたのは、それらのうちの一部である。より、多面的な分析が必要であろう。

さらに、学校図書館関連団体の活動が最終的に学校司書にフィードバックされ、学校図書館の活動にどのように活かされているかについても検討できていない。今後の課題としたい。

最後に、本研究の調査に際しては多くの学校司書、司書教諭の方々にお世話になりました。ご多忙の中、調査にご協力いただき、ありがとうございました。

[脚注]

- 1) 学校司書の配置について法律の定めはない。
- 2) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第12条第2号が定めている。
- 3) 数値は学校司書に相当する「学校図書館担当職員」を配置する学校の比率である。
- 4) 神奈川県については、2008年5月実施の「学校司書専門委員会アンケート・学校図書館実態調査(全日制)」をもとにした。茨城県については『茨城の高校図書館(2009)』に掲載されていた2008年度のデータをもとにした。
- 5) 茨城県議会会議録「平成7年文教治安常任委員会本文」1995年3月14日による鶴巻教職員第二課長の発言から。
- 6) 校長の中には報告を怠るものもいるという。『茨城の教育』(no.988, 2009年2月25日付)
- 7) 『茨城の教育』(no.1013, 2010年5月10日付)
- 8) 『茨城の高校図書館(2009年)』(p.5)
- 9) 茨城県の学校司書への聞き取りによる。
- 10) 文部科学省による平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」によれば12学級以上の学校の発令率は100%となっている。司書教諭の発令は茨城県県立学校管理規則第18条の4が定めている。
- 11) 『茨城の高校図書館(2009年)』による。
- 12) 茨城県議会2005年2月28日第1回定例会(第4号)における鈴木孝治議員に対する川俣教育長による答弁。
- 13) 以下の記述は『茨城の高校図書館(1986年)』の浅井昭治「[2] 茨城県高等学校教育研究会図書館部30年史(骨子)」(p.8-10)、『茨城の高校図書館(1988年)』「特集 高教研、図書館部35年史」(p.19-66)を主に参考にしている。
- 14) 中川(1994)によると1993年頃、県が学校図書館担当者向けの研修会を主催するようになったことから学校司書の集まる機会がなくなり、年1回の司書部会総会時のみになったという。
- 15) 表3、表4はともに『茨城の高校図書館』各年版を参考に作成した。
- 16) 『茨城の高校図書館(2010年)』による。
- 17) 『茨城の高校図書館(2007年)』(p.68)
- 18) 文部科学省による調査。
- 19) 神奈川県の学校司書の活動については『つどい』93号(p.27-34.)、同103号(p.72-81)、神奈川県学校図書館員研究会編(1970)、神奈川県学校図書館員研究会30周年記念誌編集委員会編(1986)を参考にした。
- 20) 注19と同様。
- 21) 会員数、活動全体については『つどい』第108号を参考にした。

[参考文献]

- 茨高教組司書部「司書部のあゆみ」編集委員会(1990)『茨高教組司書部のあゆみ』茨高教組司書部, p.40-47.
- 「茨城県議会会議録の検索と閲覧」[http://gikai1.pref.ibaraki.jp/\(accessed 2012.9.15\)](http://gikai1.pref.ibaraki.jp/(accessed 2012.9.15)).
- 茨城県高等学校教育研究会図書館部紀要編集委員会編『茨城の高校図書館』(各年版)茨城県高等学校教育研究会図書館部.
- 茨城県高等学校教職員組合『茨城の教育』(各号)茨城県高等学校教職員組合.
- 神奈川県学校図書館員研究会編『つどい』(各年版)神奈川県学校図書館員研究会.
- 神奈川県学校図書館員研究会編(1970)『あゆみ』神奈川県学校図書館員研究会, 32p.
- 神奈川県学校図書館員研究会30周年記念誌編集委員会編(1986)『あゆみ 第3号』神奈川県学校図書館員研究会, 122p.
- 中川とき(1994)大きな輪となって広がった署名運動. 学校図書館, 527, 48-50.

成井恵子（1996）学校図書館の現在と未来：図書館担当教諭約50人の声を中心にして．茨城女子短期大学紀要，23，131－148．
文部科学省児童生徒課（2011）「平成22年度 学

校図書館の現状に関する調査」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/06/__icsFiles/afieldfile/2011/06/02/1306743_01.pdf(accessed2012.9.15).

The Activities and Its Determinants of School Library Associations

NAOKI MATSUMOTO

School of Social Information Studies, Otsuma Women's University

YURIKO MATSUDA

Graduate School of Education, the University of Tokyo

Abstract

This study investigated the activities of the school library associations in order to better understand the impact of the personnel systems concerning school librarians. We examined the activities of the school library association in high schools in Ibaraki and Kanagawa prefectures. We studied the personnel systems, history of the school library associations, organizational structure and activities. The data were collected through literature review and interviews. As a result, we have found that the personnel systems affected the level of independence of the associations, theme selection, and human resources in the organizations.

Key Words (キーワード)

学校図書館 (school library), 学校司書 (school librarian), 司書教諭 (teacher librarian), 学校図書館法 (School Library Law), 学校図書館関連団体 (school library association)